

宝塚市山本山手地区まちづくり協議会 会則

-1-

(平成29年5月20日改定)	
第1条 名 称	本会は「宝塚市山本山手地区まちづくり協議会」（以下、「本会」）といい、「山本山手コミュニティ」と通称する。
第2条 目 的	山本山手地区内の交流を促進し、心豊かで、明るく楽しいまちづくりを進めると共に単独の自治会では解決することが難しい地域課題等に積極的に取り組むことによって安心安全で文化的な住環境の実現をめざすことを目的とする。
第3条 活 動	1) 本会は、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。 2) 本会は、活動の拠点を、宝塚市山手台東1丁目4・1の「わいわい館」（山本山手複合施設Cokoセンター内）に置く。
第4条 会 員	本会の会員は、平井山荘、山本台、山手台の各地区に居住する者とする。また、当該地域内の各団体、事務所、事業所等に所属する者は、本会に申し出ることにより本会の会員になることができる。
第5条 運営委員会	1) 運営委員会は、本会の役員、各専門部会の部会長、本会が設置する委員会の委員長、長尾幼稚園・山手台小学校・山手台中学校及びPTAの各代表、並びに地域団体から選任された者で構成（以下、各構成員を「運営委員」という）する。地域団体等とは、宝塚市立山本山手子ども館、民生児童委員、山手台小学校区人権啓発推進委員会、山手台中学校区青少年育成会議、補導委員、スポーツクラブ21山手台を指す。 2) 運営委員会は原則として毎月一回開催する。また、必要に応じ、代表が臨時会議を招集することができる。 3) 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立し、その過半数により議決する。 4) 運営委員会の議事録は速やかにホームページに掲載し、会員に周知する。 5) 各運営委員は、総会に出席し、意見を述べ、議決権を行使することができる。
第6条 役員	1) 本会に次の役員を置く。まちづくり本部（代表、政策室長、事務局長、広報、IT室長、わいわい館館長各1名、代表補佐若干名、常任顧問、（顧問若干名）、副代表（自治会代表各1名）、監査若干名、事務局（本会及びわいわい館会計各1名、総務若干名） 2) 本会は山本山手複合施設Cokoセンター内に併設される宝塚市立山本山手子ども館（以下、「子ども館」という）とのスムーズな連携を図るため、役員の中から若干名を子ども館の理事として選出し、子ども館の運営に参画する。また、理事はこども館運営に関する報告をする。
第7条 職務	1) 代表は、本会を代表し、会務を総括する。 2) 代表補佐は、代表の活動を特命的に補佐する。 3) 副代表は、山本山手地区の各自治会を代表し、自治会とコミュニティ間のスムーズな連携を図る。 4) 政策室長は、本会の目的達成のため、具体的施策を運営委員会に提案し、まちづくり本部の活動全般を支援する。また、代表に事故があったときは、その職務を代行する。

第7条 職務	<ul style="list-style-type: none"> . 5) 事務局長は、本会の円滑な運営を図るための事務及び諸業務を行う。 . 6) 広報・IT室長は、広報誌の発行、及び、ホームページやブログなどITプラットフォームの管理・更新を通じて、本会と会員間及び会員相互間の情報共有・交換等を推進する。 . 7) わいわい館館長は、わいわい館の円滑な運営を担当する。子ども館との連携を図り、効率的な運営を目指すものとする。 . 8) 会計は、一般会計とわいわい館会計各1名を置き、それぞれの予算に基づき経理を管理し、会計の収支決算を行う。 . 9) 総務は、事務局を補佐し、各種の実務を行う。 10) 監査は、本会及びわいわい館の事業活動及び会計を監査する。 11) 常任顧問・顧問は代表の求めに応じて、本会の目的達成に必要なプロジェクトへの参画、支援を行うことが出来る。それらに関して運営委員会で必要に応じて、報告し、意見を述べるものとする。 12) 本会及びわいわい館の活動は、基本的に無報酬（ボランティア）とする。 ただし、出張に要した交通費等は、別途定める「立替費用清算規定」に基づき実費を清算する。ただし、代表はその多忙な職務遂行にともなう種々の雑支出（通信費、ガソリン代等）を補うため、年間24,000円（月額2,000円）が支給される。
第8条 役員の任期	<ul style="list-style-type: none"> 1) 役員の任期は1年とし、総会で選任されたときに開始し、翌年の定例総会の終了時に満了する。役員の再任は妨げない。 2) 役員の任期中に欠員が生じたときは、運営委員会が選任する当該役員の代行者が残存期間中、その業務を代行する。 3) 代表は、原則として、構成区域内の自治会地区持ち回りで担当し、現代表が当該自治会の役員経験者の中から候補者を推薦する。持ち回りに当たっては、可能な限り、自治会の設立順、即ち、平井山荘、山本台、山手台、ベルエール、山手台東、山手台西4丁目、山手台東5丁目の順を尊重する。なお、新たな自治会が加わったときには、その時点でその順番を運営委員会で決定する。 4) 代表の任期は2年とするが、通算2期（4年）まで再任は妨げない。
第9条 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> 1) 本会の目的を実践するため、交流事業部、健康推進部、環境美化部、安全部、福祉部、文化部、青少年育成部の7つの専門部会を設置する。 2) 各専門部会の部会長は運営委員会に出席し、各専門部会の活動の実績や予定、予算の執行状況、運営上の課題などにつき、報告するものとする。また、運営委員会の運営に協力し、意見を述べ、議決に参加するものとする。 3) 専門部会の任期は1年とし、総会で選任されたときに開始し、翌年の定例総会の終了時に満了する。部会長の再任は妨げない。部会長の任期中に欠員が生じたときは、運営委員会が選任する当該部会長の代行者が、残存期間中、その業務を代行する。 4) 各専門部会の部会員（以下、「専門部会員」という）は、総会に出席し、意見を述べ、議決権を行使することができる。

第10条 わいわい館	<p>1) 地域交流施設「わいわい館」の日常運営・管理は、別途定める「わいわい館管理規則」及び「わいわい館会計規則」の規定に従い、わいわい館館長が行う。これらの両規則の制定及び改廃は、本会の運営委員会の承認を条件とする。</p> <p>2) わいわい館館長は、わいわい館の運営に関わる重要事項の決定に当たっては、わいわい館執行委員会の審議に付し、書面による承認を得るものとする。重要事項とは、たとえば、利用規約や利用料の改定、工事計画（軽微なものをのぞく）、1件当たり10万円（予算外は3万円）を超える備品等の購入、収益プロジェクトの提案、決算案や予算案の策定などを指し、詳細は、「わいわい館管理規則」及び「わいわい館会計規則」に定める。</p> <p>3) わいわい館執行委員会の委員長は、本会代表が兼ねるものとし、委員は、わいわい館館長、わいわい館会計及び委員長が指名するもの（若干名）とする。</p> <p>4) わいわい館執行委員会による決定事項については、遅滞なく本会の運営委員会に報告し、承認を受けるものとする。</p>
第11条 総会	<p>1) 総会は、運営委員及び専門部会員によって構成する。（本会の運営上、慣例によりこれらの構成員を幹事と総称することがある。）代表の招集により、毎年5月又は6月に定例総会を開催するものとし、また必要に応じて臨時総会を開催する事ができる。運営委員及び専門部会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、代表は30日以内に総会を開催しなければならない。</p> <p>2) 会員は、総会に出席し、意見を述べることが出来る。</p> <p>3) 総会の議長は、副代表者より選出される。</p> <p>4) 総会は、運営委員及び専門部会員の総数の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議事は出席した運営委員及び専門部会員の過半数（委任状を含む）の賛成で議決する。</p> <p>5) 総会は、次の事項について議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会及びわいわい館の事業報告及び決算の承認。 (2) 本会及びわいわい館の事業計画及び予算の承認 (3) 役員及び部会長の選出 (4) 会則の改廃の承認 (5) その他本会の運営に関する重要な事項の承認。
第12条 会計	<p>1) 本会及びわいわい館は、健全で安定的な運営基盤の確立をめざし、合理的な判断に基づく透明性の高い会計を維持するものとする。</p> <p>2) 本会の経理（一般会計）は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。各自治会より会員1戸当たり年間50円の会費を徴収する。</p> <p>3) わいわい館は、本会とは独立した会計運営とし、予算及び収支・資金管理について、本会とは独立的に算出・管理する。わいわい館の経理（わいわい館会計）は、わいわい館の利用料、寄付金、助成金、及びわいわい館の事業収入を持って充てる。わいわい館館長は、6カ月に1回、本会の運営委員会にて利用実績及び会計の報告を行い、効率的運営の協力を求めるものとする。</p>

第12条 会計	<p>4) 本会及びわいわい館の会計は、別途定める各「会計規則」の規定に従うものとする。なお、本会、わいわい館及び子ども館との間で費用の配分や決済が必要な場合には、別途定める「費用配布規定」に基づき、配分・決済するものとする。</p> <p>5) 本会及びわいわい館の各会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>6) 本会及びわいわい館それぞれの事業計画及び予算は、役員が協議のうえ作成した原案を新年度の役員各候補者と十分協議し、その事前合意を得た上で定例総会に提出し、総会の議決により承認を得るものとする。ただし、年度開始後、予算が総会において議決されるまでの期間については、代表は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>7) 本会及びわいわい館の事業報告及び決算は、代表、事務局長、および会計が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監査による監査を受け、総会の承認を受けなければならない。</p> <p>8) 本条7) 項に記載の各書類は、当該年度終了日から少なくとも10年間、まちづくり本部に備置する。代表は、会員の書面による合理的な要求があった場合には、当該書類を閲覧に供しなければならない。</p>
第13条 寄付金等	本会及びわいわい館の収入が限られていることに照らし、第2条の目的に共感いただき、本会及びわいわい館の活動の充実や永続を望む方々による善意の寄付等を歓迎する。
第14条 雑 則	この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な規則は、当該規則の性質や、重要性に応じて、総会または運営委員会の決議を得て、代表がこれを制定し、改廃する。

付 則

- 1 本会則は平成10年11月7日に制定されたものである
- 2 改定 平成13年6月9日
- 3 改定 平成16年6月5日
- 4 改定 平成17年9月3日
- 5 改定 平成19年6月2日
- 6 改定 平成21年5月9日
- 7 改定 平成22年5月8日
- 8 改定 平成23年5月21日
- 9 改定 平成24年5月26日
- 10 改定 平成25年5月25日
- 11 改定 平成26年5月17日
- 12 改定 平成28年5月21日
- 13 改定 平成29年5月20日

山本山手地区まちづくり協議会 組織図

2017年5月現在

